

住宅
金利
ローン

引き下げへ努力求める 近畿財務局「不適切対応ただす」

近畿6府県の日本共産党府県委員会と国會議員団近畿ブロック事務所は2月3日、財務省近畿財務局に対し、「金融円滑化法」にもとづいて金融機関が住宅ローン金利の引き下げに応じるようさらに取り組みを強化することを求めました。

日本共産党



近畿財務局に対して行われた日本共産党の要請＝2月3日

「金融円滑化法」にもとづいて電話一本で引き下げが実現する一方、「社の方針で利子は下げるない」などと拒否するケースがあります。銀行や支店ごとに對応がバラバラです。

具体的な例を挙げて指導強化を求めたのに対し、財務局は「不適切な対応をただすのは当然」と回答。個別の不適切事例についても「法と齟齬（そご）があることを金融機関に伝える」と答えました。また金融機関には、「『金融円滑化法にもとづいて引き下げを』と要望してほしい」とアドバイスしました。

「返済遅れでダメ」は法の趣旨に反する

住宅ローン返済の遅れや引き落としのミスを理由に、引き下げが拒否されています。財務局は「延滞が発生したからダメという画一的対応は法の趣旨に反する」と答えま

した。

「拒否理由を文書で」は理想的

金融機関がローン金利引き下げを拒否した場合の報告に虚偽があれば罰が科せられます。ところが、拒否理由は口頭で行われているため、正しく報告されているかどうかが分かりません。「拒否理由は文書で」と求めたのに対し、「ハードルが高い」「難しい」と答えましたが、「意見としては分かる」「理想的」として頭から拒否することはできませんでした。要請参加者は「個人からの要請があれば」との条件付きで「文書での回答」を重ねて求めました。

ほかに、金利引き下げが可能であることをダイレクトメールなどで知らせるなど、法の周知徹底を求めました。

金融機関 「金融円滑化法」では、金融機関を銀行、信金、労金、農協、漁協及びその連合会、農林中金としています。

住宅金融支援機構にも要望

住宅金融支援機構（旧「住宅金融公庫」）近畿支店にも金利引き下げを要請しました。同機構は「金融円滑化法」の対象外ですが、国会の付帯決議などは民間金融機関の取り組みを踏まえ、「条件変更に柔軟な対応を」と求めています。また金融機関の間の連携を定め、足並みをそろえることを求めていました。

「『国民生活の安定と福祉社会の推進』が目的の支援機構の金利が民間より高くなっているのはおかしい」と迫ったのに対し、機構側は△失業している人または△収入が20%以上減った人には、3年を限度に1%引き下げる制度があることを説明。「制度的にできないものもあるが、対応できる場面があれば対応する」と答えました。また「ともに政府への支援強化を求めよう」との呼びかけに「ありがたい」と応じました。

お問い合わせは
日本共産党の
事務所へ

日本共産党大阪府委員会 06(6762)8771
兵庫県委員会 078(577)6255
京都府委員会 075(211)5371
滋賀県委員会 077(522)8210

奈良県委員会 0742(35)5811
和歌山県委員会 073(425)4111
日本共産党国会議員団
近畿ブロック事務所 06(6764)9111